

教育長職務代理者の指名 根拠法令一覧

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。